

記者発表（発表・資料配付）				
月／日 （曜）	担当事務所名 担当課名	TEL	発表者名 （担当課長名）	その他の発表・配布先
3/26 （金） 10:30	山陰海岸ジオパーク推進協議会 （事務局：但馬県民局地域政策室ジオパーク課）	(0796) 26-3781	事務局長 秋吉 秀剛 （植田 光一）	京都府政記者クラブ 鳥取県政記者クラブ 兵庫県政記者クラブ

## 2021年度山陰海岸ジオパーク保護保全活動支援事業の募集

山陰海岸ジオパークの貴重な地形・地質、自然環境の保護保全を図るため、見どころで保護保全活動を行う地域団体を支援します。

また、地域団体が保護保全活動の継続や拡大、新たな活動の立ち上げを行うきっかけとなるように、遠方（エリア外等）から参加し地域団体を応援・サポートする活動への補助（交流活動補助）も併せて実施します。

### 1 補助対象となる活動

交付決定後から2022年2月28日（月）の間に山陰海岸ジオパークの見どころ（※別紙「見どころ一覧」のとおり）で行う次の保護保全活動

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| ① 清掃活動                | ② 遊歩道等の整備・補修活動 |
| ③ 自然環境の再生・維持活動        | ④ 希少な動植物の保護活動  |
| ⑤ 保護保全のための普及啓発・調査研究活動 | ⑥ 巡視活動         |

### 2 補助対象事業の区分

次の2つの区分で補助を行います。

#### (1) 団体補助

地域団体による、上記の保護保全活動を対象とします。

#### (2) 交流活動補助

地域団体が企画・実施する保全活動（稼働時間が半日（概ね4時間超））に参加する外部団体（概ね片道50km以上遠あるいはジオパークエリア外から概ね15名以上で参加）の移動にかかる費用及び地域団体が外部団体をもてなす地元農産物等を使った手料理等の材料代を対象とします。

### 3 補助対象となる者

山陰海岸ジオパークの見どころで保護保全活動を行う団体（個人、行政団体、自治会、観光経済団体等は除く）

### 4 補助金額

#### (1) 団体補助

補助率：定額

補助金額：1団体あたり年間1件上限4万円（予算の範囲内で15件程度を予定）

#### (2) 交流活動補助

補助率：定額

補助金額：1団体あたり年間1件上限8万円（予算の範囲内で1件程度を予定）

### 5 申請方法

#### (1) 申込期間：2021年12月24日（金）まで順次受付

※但し、予算の範囲内として、期限前に受付を終える場合があります。

#### (2) 申込先：

申請書の配布、受付は下記の窓口で行うほか、山陰海岸ジオパーク推進協議会のホームページ（<https://sanin-geo.jp/>）からダウンロードすることができます。

提出先	住所	電話番号
山陰海岸ジオパーク 推進協議会事務局	兵庫県豊岡市幸町7-1 1	0796-26-3629
京丹後市 商工観光部観光振興課	京都府京丹後市網野町網野 385-1	0772-69-0450
豊岡市 環境経済部大交流課	兵庫県豊岡市中央町2番4号	0796-21-9016
香美町観光商工課	兵庫県美方郡香美町香住区香住 870-1	0796-36-3355
新温泉町商工観光課	兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673-1	0796-82-5625
岩美町商工観光課	鳥取県岩美郡岩美町浦富 675-1	0857-73-1416
鳥取市経済観光部 観光・ジオパーク推進課	鳥取県鳥取市幸町 71 番地	0857-30-8291

## 6 その他

補助金の交付に関する詳細については、「山陰海岸ジオパーク補助金交付要綱」等によるものとします。※山陰海岸ジオパーク推進協議会のホームページ参照。  
<https://sanin-geo.jp/know/download>

(参考) 補助対象となる経費

区分	説明	団体補助	交流活動補助
謝金	事業の遂行に必要な専門的な指導・助言等を受けるために、樹木医等の専門家に謝礼として支払われる謝金	○	○
消耗品費	軍手、ごみ袋、替刃、鎌、火ばさみなどの消耗品の購入経費	○	○
燃料費	草刈機、チェーンソー等の燃料代	○	○
印刷製本費	調査研究の報告書や活動を広くPRするためのチラシ等の印刷経費	○	○
飲料費	活動に伴う飲料代(延参加人数×170(円)を限度とする)	○	○
保険料	傷害保険や賠償責任保険の掛金など	○	○
手数料	ごみの処分にかかる手数料など	○	○
使用料・賃借料	レンタル機器などの借上げ料、会場使用料など	○	○
原材料費	補修材料などの購入に要する経費	○	○
修繕費	清掃活動に使用する物品などの修理費	○	○
役務費	事業案内書類等の送付にかかる経費	○	○
交通費	移動にかかるバス代(運送事業を営むバス会社)、レンタカー事業者からの車両借上げ費用及び通行料、又は、公共交通機関の乗車等代金	×	○
交流活動費	交流活動に伴う食事材料代(延参加人数×850(円)を限度とする)	×	○